

主要農作物種子法を廃止する法律案の骨子平成29年 1 月
農 林 水 産 省**1 趣旨**

良質かつ低廉な農業資材の供給を進めていく観点から、種子について、地方公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法（昭和27年法律第131号）を廃止する。

2 法律案の概要

都道府県が主要農作物の種子の生産についての審査を行う等の措置を定める主要農作物種子法を廃止する。

3 施行期日

平成30年 4 月 1 日

主要農作物種子法を廃止する法律案の概要

背景

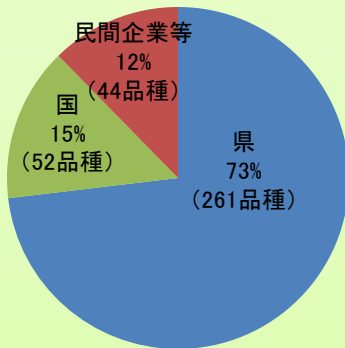
主要農作物種子法※は、昭和27年に、戦後の食糧増産という国家的要請を背景に、国・都道府県が主導して、優良な種子の生産・普及を進める必要があるとの観点から制定

※ 稲・麦・大豆の種子を対象に都道府県による自都道府県内に普及すべき優良品種(奨励品種)の指定、原種及び原原種の生産、種子生産ほ場の指定並びに種子の審査制度等を規定



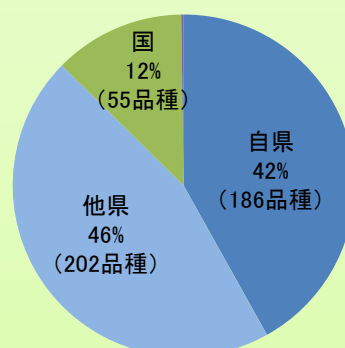
- ・ 種子生産者の技術水準の向上等により、種子の品質は安定
- ・ 農業の戦略物資である種子については、多様なニーズに対応するため、民間ノウハウも活用して、品種開発を強力に進める必要。しかしながら、都道府県と民間企業の競争条件は対等になっておらず、公的機関の開発品種が大宗を占めている。
- ・ 都道府県による種子開発・供給体制を生かしつつ、民間企業との連携により種子を開発・供給することが必要

○ 稲の普及品種の開発者について



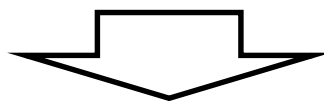
〔うち玄米・醸造用玄米の実品種数：357
(平成26年産産地品種銘柄)〕

○ 稲の奨励品種の開発者について



〔うち玄米・醸造用玄米の延べ品種数：444
(平成26年3月末現在奨励品種)
※個人農家による育成品種1品種を含む
※なお、このほか平成27年には、全農による育成品種1品種が指定されている〕

・民間企業が開発した稲の品種で、主要農作物種子法に基づく奨励品種に指定されている品種はない状況



法案の概要

主要農作物種子法の廃止